

本資料(参考和訳)は、Deloitteが2011年11月22日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。

## 保険者の懸念に対応するため、 IFRS9は改善されるだろう IFRS 4 フェーズ II アップデート

IASB・FASB 合同会議 – 2011年11月

Francesco Nagari

2011年11月22日



# 目次

- 直近の合同会議での決定事項のハイライト
- 2011年11月15日に開催されたIASB単独会議と11月16日に開催された合同会議におけるスタッフ提案と両審議会の決定事項の詳細分析
- 今後の日程と次のステップのアップデート

# 審議会会議のハイライト – 2011年11月15日・16日

## IFRS9の見直し - 11月15日

- IASBは、IFRS9の限定的な改善を検討することを決定した。特に、保険契約プロジェクトとの関係を検討する。

## 残余マージン - 11月15日

- IASB単独の教育セッション。
- IASBは非金融変数の見積りのみアンロックすることに傾いていることを示唆した。

## 勘定残高の分解表示 - 11月16日合同会議

- スタッフは、アンバンドリングとは異なる、分解表示(disaggregation)という概念を導入した。
- 「明示的な勘定残高」の分解表示について強い支持があった。
- 両審議会は、完全なアンバンドリングアプローチ(FASB)と、より簡便的な分解表示(IASB)、それぞれの利点について意見が衝突した。
- 暫定的な合意には到らず、本件は持ち越されることになった。

# 会議の詳細な説明 – 11月15日

## 書面11 (IASB) – IFRS9の限定期的な改善

### スタッフの提案

スタッフは、審議会がIFRS9の改善を検討すること、特に、保険契約プロジェクトとの相関関係を検討することを提案した。これにより、IASBがFASBの分類と測定モデルを検討することも可能となる。

### 審議内容

- スタッフから示された、IFRS9の再検討を行う主な理由は、保険契約プロジェクトとIFRS9の下での金融資産の分類と測定の相関関係である。
- 具体的には、保険プロジェクトにおけるこれまでの決定事項によれば、保険負債の再測定について、一部の構成要素を損益に認識し、その他の構成要素をその他の包括利益に認識する(\*1)。
- 一方で、こうした保険負債の裏付けとなる金融資産は償却原価またはFVTPLのいずれかで認識され、結果として関連する負債(保険負債)との間で会計上のミスマッチが生じることになる。
- IASBは全員一致でスタッフの提案に合意した。

#### 訳注

\*1: 2011年5月11日開催の合同会議において、有配当契約の保険負債の変動について、保険負債に関連する資産の表示と整合するように包括利益計算書に表示することが暫定的に合意されている。これにより、例えば、関連する資産がその他の包括利益を通じて公正価値で測定される場合(OCIオプションを採用する場合の資本性金融商品、再評価モデルを採用する場合の有形固定資産などが該当)、保険負債の変動もその他の包括利益に表示されることになる。

# 会議の詳細な説明 – 11月15日

## 書面6A (IASB) – 残余マージンを調整するのは何れの見積りの変更か？

スタッフが提示した主な審議のポイント

残余マージンをアンロックするという6月の暫定合意に基づく場合、どのような見積りの変更が生じた場合に残余マージンを再計算するのか？

### 審議内容

- IASBスタッフは書面を提示し、理事に対して、特定のアプローチに傾いているかどうかという点と、さらなる分析を要するかどうかという点についての選好を示すよう求めた。
- 公式な決定は要請されていなかったが、本セッションではスタッフはIASB理事の「選好」を探ろうとした。
- FASBは電話会議で参加し、審議を傾聴していたが、単一の複合マージンを使用することを選択していたため、審議には参加しなかった。
- 割引率の変更のような要素をアンロックすべきかという議論をした結果、非金融変数の見積りから生じるキャッシュフローの変動についてのみアンロックすることへの選好が示された。
- スタッフは、金融変数および非金融変数の見積りは結びつく可能性があることを指摘した。例えば、生存期間の変動により、年金契約のポートフォリオを発行している保険者にとって、資産ミスマッチが生じる可能性がある。

# 会議の詳細な説明 – 11月15日

## 書面6B (IASB) – 残余マージン – 2つのアプローチ

### スタッフが提示した主な審議のポイント

- 公開草案において提案されたように、契約開始時において残余マージンをロックインすべきか？
- 一部または全ての見積りの変更について、残余マージンを調整すべきか？

### 残余マージンの2つのアプローチ - 審議内容

- アンロックするという6月の暫定合意が8対7という僅差の多数決であったことや、その間に2人の理事が交代したことから、アンロックについてIASB理事の意見は引き続き二分されている。
- IASB理事は、アンロックアプローチを実務に適用する際の複雑さに対する懸念を引きずっている。
- スタッフは、長期間の契約についてマージンを固定することも同じように複雑であると指摘した。
- 調整対象に将来の見積りの変更を含めるべきか、または当期の実績の変動に限定すべきかという議論では、大多数の理事が前者に傾きつつあった。
- 見積りの変更が損益に反映される程度や、損益のボラティリティーの一因となる程度に対して大きな懸念が挙がったことに我々は留意した。これらの懸念は、アンロックという決定の維持を理事が選好しているように解釈することができる。
- IFRS9を再検討するという決定を受けて、採用される可能性のある「その他の包括利益による解決策」との相関関係を今後のセッションで検討することが要請された。
- 期間配分および利息の計上に関する書面は、時間が足りないため審議されなかった。

# 会議の詳細な説明 – 11月16日

## 書面9A (IASB) / 75A (FASB) – 明示的な勘定残高の分解表示

スタッフの提案は以下を含む。

1. 全ての明示的な勘定残高は保険契約負債から区分される。
2. 契約は以下の場合に明示的な勘定残高を有する。
  - (a)保険契約者と保険者の間の取引の貨幣金額の累積である。
  - (b)明示的なリターンで付利される(書面で詳細にされている)。

- 保険者は組込デリバティブ及び財またはサービスを引き渡す義務を特定の規準の下でアンバンドルすべきであるという以前の暫定決定については再審議されなかった。
- この書面では、保険者の資産から法的に分離される資産(\*1)を財政状態計算書でどのように表示するかについては検討されなかった。

### 訳注

\*1:書面9Aでは、法的に分離されており、かつその運用成績が明示的な勘定残高に直接影響を与える資産をどのように表示するかについては検討しない、とされている。

# 会議の詳細な説明 – 11月16日

## 書面9A (IASB) / 75A (FASB) – 明示的な勘定残高の分解表示

スタッフの提案は以下を含む。

3. 明示的な勘定残高及び関連する資産は財務諸表上で相殺されるべきではない。
  4. 明示的な勘定残高及び関連するサービスは、保険契約の他の要素と一体で測定されるべきである。
  5. 明示的な勘定残高は、以下のように財務諸表上で(注記ではなく)保険負債とは区別して表示される。
    - ) 明示的な勘定残高
    - ) 報告期間を通じて発生した全ての手数料及び収益
  6. 明示的な勘定残高については、包括利益計算書では手数料、利息収益及び勘定残高に付与された利息が認識されるが、明示的な勘定残高に支払われた保険料やそこから支払われた保険金は認識されない。
- 
- 「分解表示」の概念が導入されたのは、ビルディング・ブロックによる評価に基づく内在利益を歪めることなく、未収保険料から「非収益要素」を区分することを容易にするような表示結果を達成するためである。

# 会議の詳細な説明 – 11月16日

## 書面9A (IASB) / 75A (FASB) – 明示的な勘定残高の分解表示

### 審議内容

- 多くの項目に対して懸念が示された。
  - 以下のいずれかであると定義されている、勘定残高に対する明示的なリターン  
保険者が契約期間中にそのリターン率を再設定可能な契約上の計算式  
特定の資産の運用成績によって直接的に決定される配分
  - アンバンドリングと分解表示が不整合となる可能性。例えば：
    - 保険負債全体はビルディング・ブロックを用いて測定され、勘定残高は表示のためにその測定値から抜き出される
    - 勘定残高は割り引かれず、保険キャッシュ・フローは割り引かれる。
  - 別々に計算する必要性と、勘定残高とその他の部分に裁量的な配分が行われる可能性。
  - 目的適合性のある財務情報(特に似た方法で会計処理される類似の契約との比較)を生み出すのに十分な分解表示のレベル
  - 包括利益計算書表示における分解表示に関する意思決定の影響

# 会議の詳細な説明 – 11月16日

## 書面9A (IASB) / 75A (FASB) – 明示的な勘定残高の分解表示

### 審議内容

- これらの議論の後、明示的な勘定残高を区分すること(separation(\*1))に対して強い支持が見られた。FASBはスタッフ書面で定義されている明示的な勘定残高を区分すること(\*1)に全員一致で投票(賛成)した。
- IASBの理事もこの区分(\*1)を支持していたが、最終投票には至らなかった。
- IASBのスタッフは、以下のような基本的な質問をすることで理事の考え方を調査しようとした
  - 契約の全体がビルディング・ブロックを用いて測定されるべきと考えるか(組込デリバティブその他すでにアンバンドルされた項目を除く)？

Yes:9名、No:6名

- 何らかの分解表示を行うことの調査研究を望むか？

Yes:15名

- 分解表示を、書面で定義されている「明示的な」(勘定残高)のみに制限することを望むか？

Yes:9名、No:6名

- 合同での決定には至らず、明示的な勘定残高の定義と共に、分解表示とアンバンドリングの関係をどうするのかという根本的な論点が、今回の長時間にわたる会議後も未解決のままである。
- IASBの議長は、IASB側からの決定がないことを確認した後で、スタッフに対して他のアプローチの調査とより簡潔な書面の作成を指示し、合同会議を閉会した。

### 訳注

\*1: 合同会議の中で、separationという用語はアンバンドリングを指すのか分解表示を指すのか明確にされないまま使われている。

明示的な勘定残高について、少なくとも財政状態計算書の表示の上ではそれ以外の保険契約部分と区分するということを、FASBは暫定的に決定し、IASBも概ね支持したが、アンバンドリングの要否及び測定方法については今後の協議に委ねたものと考えられる。

## 今後の日程及び次のステップ

- FASBは合同会議に先立ち、書面一式について議論する教育セッションを引き続き開催している。明示的な勘定残高については11月9日に議論された。
- 次回の合同会議は12月12日の週に開催されると予想される。
- 有配当契約に関するFASB単独の教育セッションが本日(11月22日)予定されており、同じトピックについてFASBのみの意思決定を伴う会議が11月30日に予定されている。
- 12月に議論される可能性のあるトピックは以下のとおり。
  - 短期契約 - 適格性規準
  - 有配当契約
- 次回のIWG(保険ワーキンググループ)は2012年3月の後半の開催の可能性が高い。
- 工程表に更新はなく、以下のマイルストーンが残されている。
  - 2012年前半に、レビュー・ドラフトまたは再公開草案の公表(IASB)及び公開草案の発行(FASB)
  - 2013年に会計基準を最終化(\*1)

訳注

\*1: IASBのワークプランでは、最終基準化については明記されていない。

# コンタクトの詳細

## Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+44 20 7303 8375

[fnagari@deloitte.co.uk](mailto:fnagari@deloitte.co.uk)

Link to **Deloitte IFRS Insurance materials:**

<http://www.iasplus.com/agenda/insure2.htm>

Insurance Centre of Excellence:

[insurancecentreofexc@deloitte.co.uk](mailto:insurancecentreofexc@deloitte.co.uk)





This document is confidential and prepared solely for your information. Therefore you should not, without our prior written consent, refer to or use our name or this document for any other purpose, disclose them or refer to them in any prospectus or other document, or make them available or communicate them to any other party. No other party is entitled to rely on our document for any purpose whatsoever and thus we accept no liability to any other party who is shown or gains access to this document.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom. Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of Deloitte Touche Tohmatsu ('DTT'), a Swiss Verein, whose member firms are legally separate and independent entities. Please see [www.deloitte.co.uk/about](http://www.deloitte.co.uk/about) for a detailed description of the legal structure of DTT and its member firms.